

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第230号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年10月29日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県庁外来者駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車を駐車させる際に警備員から手渡されて記載を指示される「駐車整理票」の記載欄（次表のとおり）の全ての項目又は一部の項目について、（1）駐車場の利用者が虚偽の内容を記載した場合に、駐車場の管理責任者がその駐車を拒絶する根拠及び許可する根拠が具体的に明記されている文書（以下「本件請求文書1」という。）及び（2）用件先での検証がないことから虚偽記載に基づく目的外利用の事実を結果的には容認せざるを得ないという内容が具体的に明記されている文書（以下「本件請求文書2」といい、「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」を総称して「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

① 利用者名（様式変更前は「運転者氏名」）
② 連絡先の電話番号（様式変更前は「勤務先」の記載項目もあった。）
③ 用件先
④ 自動車登録番号
⑤ 入庁時刻
⑥ 退庁予定時刻

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書について、不存を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年11月13日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、駐車場の管理運営において当然に規定されていると考えられる内容を「作成又は取得していないため」という理由に仮装して不開示とした不当な処分である。
- (2) 理由説明書には、駐車整理票の利用目的が明記されているとともに、（駐車整理票に記入された用件先の内容に基づき警備員が利用者から書類を提示させて確認することは行っていないという取扱いについて、）「今のところ、この取扱いによる大きな問題はない。」とも明記されている。

しかし、実際には重大な諸問題が発生しており、〇〇総務室長の説明によれば、平成15年12月16日の夜間に駐車場の区画番号21番へ駐車していた職員の自家用車が、翌日の早朝時点で降っていた雨が止んだ後で、かつ、駐車場の鍵が開いた後に出庫した事実を踏まえた上で、目的外駐車していた当該車両の「〇〇」の〇〇は、〇〇に勤務する職員の自動車であることを認め、当日の夜間駐車について嚴重注意した旨口頭説明があった。

このことは、駐車整理票の利用目的が、「県庁への正当な用務がある者であることを確認するとともに、翌日にかかるような長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備える。」というものであるにもかかわらず、その実効性を全く否定するものである。

- (3) また、「駐車整理票の記載内容について警備員が確認を行うとなると、例えば、駐車場が混雑した時は、利用者の車両の誘導等において無用の混乱等を来たす。」とは、身内には甘いという公務員（総務室長）の詭弁であり、駐車場の目的外利用者を放置していることによって長時間待たされる正規の利用者にとっては、決して容認できないものである。
- (4) 本件処分は、県職員を筆頭として、紙屋町や基町周辺へ私的な用事がある一般市民が、駐車場に平然と自家用車を駐車している現実を実施機関が著しく軽視していることを明示している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書1について

駐車整理票は、駐車場を利用しようとする際に、県が駐車場の管理を委託している民間事業者（以下「受託業者」という。）の警備員（以下「警備員」という。）から駐車場の利用者に手渡されるものであり、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用件先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の各項目を記入することとしている。

この駐車整理票の利用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、具体的には、利用者が県庁への用務のある者

であることを確認するとともに、駐車場内の事故、ライトの誤点灯、その他緊急に連絡が必要な場合や翌日にかかる長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備え、利用者に記入を求めているものである。

利用者から記入が済んだ駐車整理票を受け取った警備員は、記入された「用件先」の内容に基づき、県庁に用務があるかないかの判断を行い、必要に応じ用務先等の案内を利用者に行っている。しかし、県庁に用務があるかないか、利用者の情報が真実かどうかの確認について、実施機関からの文書や免許証等身分証明書を利用者にいちいち提示してもらうことは行っていない。

仮に、駐車整理票の記載内容について警備員が確認を行うとなると、たとえば、駐車場が混雑したときは、利用者の車両の誘導等において無用の混乱等を来たすことなど、駐車場の管理において問題が生ずることが想定されることから、従来からこのような取扱いをしているところであり、今のところ、この取扱いによる大きな問題はない。

このように、駐車場利用者が記入した駐車管理票の各項目において実施機関は確認しておらず、この取扱いを定めた文書は、本件請求文書1を含めて存在しない。

なお、駐車場の管理について定めた規程である「駐車場管理要領」の内容も確認したが、駐車整理票の記載が虚偽である場合の取扱いについての規定はなかった。

2 本件請求文書2について

駐車場の管理について規定したものは「駐車場管理要領」のみである。このことは、駐車場の管理に係る委託契約において、受託業者が遵守すべき規程として「駐車場管理要領」のみが規定されていることから明らかである。

しかし、この「駐車場管理要領」には、前記1で述べたとおり、駐車整理票の記載が虚偽であった場合の取扱い等についての記載はなく、「用件先での検証がないことから虚偽記載に基づく目的外利用の事実を結果的に容認せざるを得ないこと」についても記載はない。

このようなことから、本件請求文書2は存在しないものである。

以上のことから、本件請求の対象となる行政文書は存在しないため不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書1について

本件請求文書1は、駐車場の利用者が駐車整理票の記載項目の全て又は一部について、虚偽の内容を記載した場合に、駐車場の管理責任者がその駐車を拒絶する根拠及び許可する根拠が明記されている文書である。

実施機関は、駐車整理票の記載項目の内容が真実であるかどうか確認していないことから、本件請求文書1は存在しない旨説明する。

駐車場の管理は、前記第4の1のとおり、受託業者が行うこととされているから、受託業者の警備員が駐車場において駐車整理票の記載項目に虚偽の内容の記載を発見し、駐車を拒否又は許可する判断を行うことになるが、当審査会において、本件請求

時に適用されていた県と受託業者との契約書及び当該契約書の一部である「駐車場管理要領」を見分したところ、駐車場の利用者が駐車整理票に虚偽の内容を記載した場合の取扱いについての規定はなかった。

また、本件請求時における駐車場の利用状況について実施機関に確認したところ、駐車場の利用開始時間には既に駐車待ちの車両が並び、その後も、駐車スペースの空きを待つ車両が待機していることが日常茶飯事であったということであった。受託業者との契約書によれば、3か所に分かれていた駐車場に4名の警備員しか配置されておらず、駐車整理票の記載内容について警備員が確認を行うとなると、混雑時には無用の混乱等を来すという実施機関の説明も理解できるところである。

さらに、駐車整理票の利用目的は、実施機関が説明するように「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」と駐車整理票の様式にも明記されており、駐車場の目的外利用を発見するためというよりも、事故等の緊急時に備え、利用者と連絡を取る手段を確保しておくことにあると認められる。

これらを踏まえると、駐車場利用者が記入した各項目の内容を確認していないため、この取扱いを定めた文書は本件請求文書1を含めて存在しないという実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

よって、本件請求文書1について不存在とした本件処分は妥当である。

2 本件請求文書2について

本件請求文書2は、駐車場の利用者が駐車整理票の記載項目の全て又は一部について、虚偽の内容を記載した場合に、用件先での検証がないことから虚偽記載に基づく目的外利用の事実を結果的には容認せざるを得ないという内容が具体的に明記されている文書であり、本件請求文書1に関連して請求されているものである。

異議申立人は、異議申立書及び意見書によれば、実施機関による駐車場の管理方法は、県庁内での用件先の職員による検印等実際に県庁内で用務を行った証明を利用者に求めるものとなっておらず、単に自己申告によって利用者名等を書かせているだけであり、県職員を含めて実際は県庁に用務がない者の利用を排除することができていないとの認識に基づき、本件請求文書2のような請求を行ったものであると解される。

しかしながら、駐車整理票の取扱いについて実施機関が定めたものは、前記1のとおり受託業者との契約書のみであり、当審査会において、当該契約書を見分したところ、前記第4の2のとおり、用件先での検証がないことから虚偽記載に基づく目的外利用の事実を結果的には容認せざるを得ないといった記載はなかった。また、実施機関は、警備員が駐車整理票の記載内容について確認していないことについて、「今のところ、この取扱いによる大きな問題はない」と説明していることから、本件請求時において、用件先での検証を得るという管理方法をとらないことと目的外利用があることの関係について、実施機関において検討等を行っていたとは考えられず、当該契約書の一部である「駐車場管理要領」以外には記載される可能性がある行政文書はないという実施機関の説明は、不自然とはいえない。

よって、本件請求文書2について不存在とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 12. 26	・ 諮問を受けた。
19. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 6. 25	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 7. 3	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 9. 11	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 5. 22 (平成 29 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 6. 19 (平成 29 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授